

◆訪問予定地域（申込締切日）

- ① ボルネオ・マレー半島  
（9月5日）
- ② 西部ニューギニア（一次）  
（9月15日）
- ③ ミヤンマー（二次）（9月26日）
- ④ ソロモン諸島（10月11日）
- ⑤ マリアナ諸島（12月1日）
- ⑥ 西部ニューギニア（二次）  
（12月15日）
- ⑦ 東部ニューギニア（二次）  
（12月22日）
- ⑧ トラック諸島（12月26日）
- ⑨ パラオ諸島（12月26日）
- ⑩ フィリピン（二次）  
（平成24年1月16日）
- ⑪ ミヤンマー・インド（二次）  
（1月27日）
- ⑫ 中国・バシー海峡（2月6日）

問 本庁健康福祉課 福祉係

☎ 43-2116（直通）



子犬の譲渡会

開催日 9月28日（水）  
場所 中村小動物管理センター  
（四万十市古津賀）

受付時間など

◆子犬を譲りたい人

9時30分～10時

◆子犬を飼いたい人

10時～10時10分

◆譲渡犬の決定

10時10分～10時20分

※希望者が重複する場合は抽選となります。

◆子犬の飼養前講習会

10時20分～11時

◆子犬の譲り渡し

11時～

○子犬を譲りたい方

必ず事前に幡多保健所へ連絡し、当日は印鑑を持ってきてください。

○子犬を飼いたい方

当日は、必ず印鑑と子犬を入れる箱を持ってきてください。

※譲渡できる子犬がない場合は、中止にすることがあります。

問 幡多保健所衛生環境課

☎ 34-5119（直通）

犬の登録など手続きについて

狂犬病予防法により義務づけられている項目

◆登録

生後91日以上の犬は市町村への登録が義務づけられています。

◆死亡

登録市町村への届け出が必要で

◆転入・転出

転入先の市町村への届け出が必要で

死亡、転入・転出の届け出がないと、いつまでも台帳に登録され

たままとなり、お知らせのお手紙などを送付してしまいますので、必ず届け出るようにしてください。

また、転居の際にも連絡をお願いします。

問 本庁住民課 環境保全係

☎ 43-2800（直通）

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第1係

☎ 55-3113（直通）

集落営農に取り組みませんか

県では、地域農業を維持・発展させる有効な手段として「集落営農」を進めています。

集落営農とは

集落営農とは、集落で営農について話し合い、合意のもと、共同で作業をしたり機械や施設を共同利用しながら、集落ぐるみで営農活動を行うものです。

取り組みへの支援

集落営農の組織化や組織のステップアップに向け、県の「集落営農・拠点ビジネス支援事業」を活用ください。

集落営農は、まず話し合いからスタートです。集落営農について詳しく知りたい方は、お近くの農業振興センター、農業改良普及所、市町村の農業担当課、JAにご連絡ください。

問 高知県農業振興部

☎ 088-821-4807

地域農業推進課 集落営農担当

☎ 088-821-4807

黒潮町役場 農業振興課

☎ 43-1888（直通）

農業振興係

☎ 43-1888（直通）

